

町の財政事情

昭和36年3月31日現在

町会計が、どのようなふうになっているかということを知りたい方は、町にその状況を知っていただき、町と住民が一体となり、住みよい町づくりをするよう法律によって定められています。この法律の精神は、民主主義を基本として、住民自治(住民が自分の手によって町を治める)を強調しているものです。

本町では、九月末現在と三月末現在の会計や財産の状況を、五月一日と十月一日に公表するようになっており、今回の公表は五月十六日に掲載する予定でしたが、都合により本号で公表します。

我孫子町告示第28号
地方自治法第二百四十四條第一項及び我孫子町財政事情の作成及び公表に関する条例に基づき、町の財政事情を次のように公表する。

昭和36年5月1日
我孫子町長 宮本元一

予算の執行状況は順調

収入 8589
支出 5.4 %

収入の状況

(第1表)

本町の収入の大半は町税にあり、町税の収入のよきとして、町税の収入を左右しているといつても過言でない。その町税の収納が予算額に対して、三月末現在九四%強を示しているが、この町税の中には町民税、固定資産税、自動車税、たばこ消費税、電気料金等があり、町民税は現年度(昭和三十五年)予算に対し一〇四%、過年度(昭和三十四年度以前)では二四%の収入歩合を示しているが、町民税総額に対しては、五月末までで一〇〇%以上の収入となる予定である。また町税全体についても、たばこ消費税の三分と電気ガス税の二分及び三月分が四月以降に納入されることになっているので、一〇〇%の収入が見込まれる。国からの補助金については、一般会計と同様に四

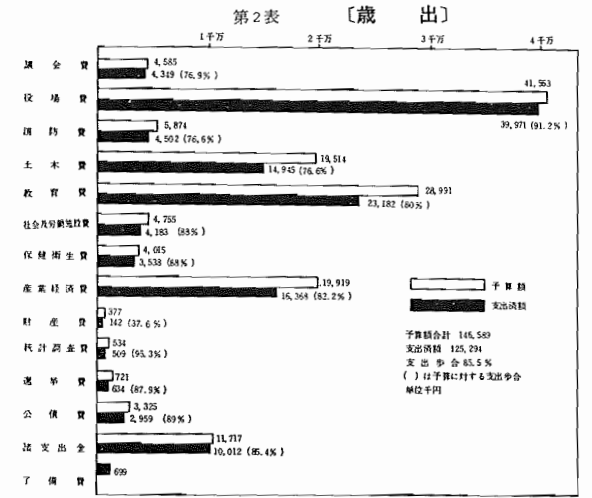
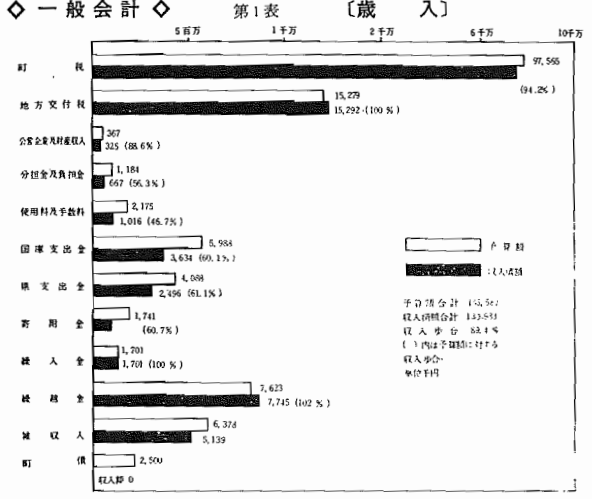
支出の状況

(第2表)

支出については、計画に基いて事業等が行われているため、順調な支出状況を保っている。図表によると、土木、教育、産業経済費に、他と比較して多くの予算残額が見られるのは、収入のところで説明したように、国または県からの補助金、町債が四月以降に収納されるため、これらの補助金、町債とらみ合せて、事業が行なわれているので、支出も当然四月以降になる結果である。

図表では、国、県支出金は予算に対して約六〇%、町債は一月の収入もないが、毎年四月以降に収入されるものが多く、すでにその決定を見ているので予算通りの収入が見込まれる。特別会計のうち、公益質屋の収入歩合が約六五%となっているが、これは年度当初見込まれた計画に対して相当下の収入を示している。昨年十二月の改正で、一世帯一万円から三万円と大幅に貸付額も増えているので、利息が必要とされる方は、利息が安くして信用できる公益質屋を大いに利用していただければ、お願いしたいところである。

国保会計は、保険料が収入の大半であり、三月末まで九五%という収入歩合を示している。会計閉鎖期までは予算全額の収入が見込まれる。国からの補助金については、手続きの関係で二カ



町有財産の状況

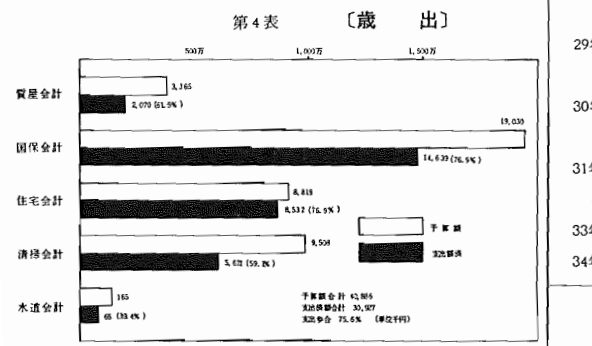
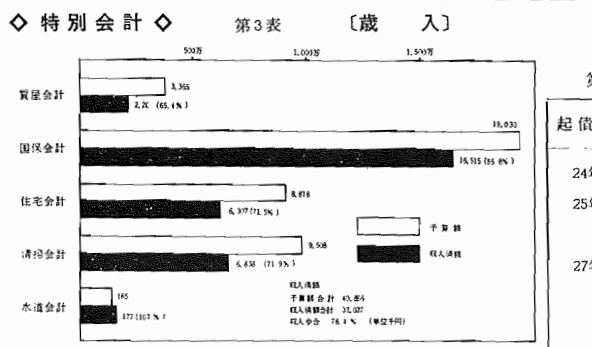
(第5表)

本年度中に町が取得した財産は、町営住宅の二十三棟と一、小および我中の増築による坪数の増がある。湖北中その坪数の増がある。湖北中その坪数の増がある。湖北中その坪数の増がある。

町債の状況

(第6表)

一般会計と特別会計をあわせて約二千七百四十万円の町債を増やしているが、これは学校の増築と町営住宅がおよそ半分の増であり、将来は、消防施設の充実や道路整備のための町債が、本町の発展と平行して行



起債年度	事業名	現債額(円)
24年度	我孫子中建設事業	1,309,332
25年度	我中、四小増築事業	1,176,160
"	湖北中建設事業	846,481
27年度	第一小増築事業	1,314,322
"	"	386,566
"	保育所建設事業	154,275
"	湖北小増築事業	1,159,696
29年度	第二小増築事業	446,732
"	都市計画事業	1,339,618
30年度	久寺家分校建設事業	1,300,215
"	四小不正常解消事業	1,212,747
31年度	第一小増築事業	1,495,214
"	湖北小増築事業	1,400,000
33年度	二、四小増築事業	2,803,758
34年度	第三小増築事業	1,000,000
合計		17,345,116

起債年度	事業名	現債額(円)
27年度	町営住宅建設事業	257,125
28 "	"	498,680
29 "	"	581,146
30 "	"	1,294,913
31 "	"	1,544,368
32 "	"	1,881,758
33 "	"	1,401,879
34 "	"	1,500,000
35 "	公益質屋運転債	1,091,875
合計		10,051,744

住民サービスへの努力

職員の自主的研修活動



住民サービスについて真剣に研修を行なう職員たち
(5月18日会議室で)

◆役場の手続きや相談のためにおいてなる町民の皆さまに感謝される事務のやり方はどうしたらよいか？

◆そのような窓口はどのよう

◆町民のご要望に対してどう

◆このような問題については

職員はたえず念頭において事務を振つております。しかし現在の町の仕事は、ますます近代化する社会情勢から、国や県との町のつながりから、たくさんある法律のいるのなと、きめ細かな関係から手続がたいへん複雑で、やつかないものになっております。

しかし、町民の皆さまにサービスをモットーとすべきであるというところから、職員が自らすすんで住民サービスの問題をとりあげて、研究し改善しようとする努力をほらうべきであるということになり、職員組合が中心となって、住民サービスを始めたとして広く住民の要望にいかにかたえるべきかという問題をほり上げて研究することになりました。

第一回目の研究会は、各課室から一、二名参加し、五月十八日午後一時から午後五時まで四時間にわたって真剣に話しあいをすすめました。

もちろん、住民サービスの徹底を図るためには、予算の関係、その他官庁事務のいろいろの制約から、ただちに改善することができないことがあってもかまいませんが、早く実行できる問題もあり

計を同じくする間、その配偶者のいない女子に母子年金の例により準母子年金が支給されます。

死亡一時金制度の創設

保険料納付済期間が三年以上である者が死亡したときには、その者の遺族に対しては、現行の保険料還付制度にかえて六十五才から七十才までの間、特例によりそれぞれ次のとおり支給されます。

特別による老令年金

保険料の免除期間が長かつたため、保険料納付済期間が十年に達しないことにより老令年金の支給を受けることができない者に対しては、現行の保険料還付制度にかえて六十五才から七十才までの間、特例によりそれぞれ次のとおり支給されます。

死亡一時金制度の創設

保険料納付済期間が三年以上である者が死亡したときには、その者の遺族に対しては、現行の保険料還付制度にかえて六十五才から七十才までの間、特例によりそれぞれ次のとおり支給されます。

拠出制国民年金保険料 納入と年金法の改正点

別に定める老令年金が支給されます。

準母子年金の創設

配偶者のいない女子が、孫または弟妹と生計を同じくしている場合に、これらの者の生計を維持していた者が死亡したとき、その配偶者のいない女子が引き続きその孫または弟妹と生

保険料納付済期間	支給額
3年未満	5,000円
3年以上5年未満	7,000円
5年以上10年未満	14,000円
10年以上15年未満	21,000円
15年以上20年未満	28,000円
20年以上25年未満	36,000円
25年以上30年未満	44,000円
30年以上35年未満	44,000円
35年以上	52,000円

るときは支給を停止します。なお、準母子年金もこれと同様です。

未支給年金の支給

範囲の拡大

未支給年金は、受給権者の遺族(受給権者死亡当時その者と生計を同じくした配偶者、子、父母、孫、祖父母)または兄弟姉妹に支給

老人クラブを作りましょう

三グループが結成準備

福祉国家の建設ということばが、さかんに叫ばれるようになってきました。社会保障は、わゆる「ゆりかごから墓場まで」保障を充てるよう、完全な制度で充実することを国民のだれもが望んでいます。

なかでも、今度あまりみながのびのびと暮らすよう、福祉策については、最近にたいへん成果をあげることができました。なかでも、公務員は町民全体の奉仕者であり、住民にひとしく親切にし、市民の精神的な成長を促すこととして、積極的に活動することができ、今後引き続き毎月二回の程度開催し、町民の皆さまの要望にこたえるべく積極的

に努力することになり、また、たいへん成果をあげることができました。なかでも、公務員は町民全体の奉仕者であり、住民にひとしく親切にし、市民の精神的な成長を促すこととして、積極的に活動することができ、今後引き続き毎月二回の程度開催し、町民の皆さまの要望にこたえるべく積極的

心配ごとと相談所を開設

6月15日から毎週木曜日

近年の世相は複雑多岐で、私たちの社会生活に種々な不安なげかけがおります。物議所、法律相談所、結婚相談所、新聞、雑誌などの身の上相談、精神的な面でも苦悩が絶えず、です。ですから、だれもが平気で生きている人、相談相手となつて生きているというよう

本町でも今、社会福祉協会の協力を、皆さんのため、心配ごと相談所を開設することになりました。この心配相談所は、皆さん自身の問題を解決するために助言し、協力するものです。自分のこと、知人のこと、友人の問題でもあなた方が解決した問題ならば、助言をいたします。経済的な問題、夫婦間の問題、子供に関する問題、法的な問題、行政面で困っている問題、あるいは何か手続上の問題、その他種々な問題、心配ごとを相談し、解決の道を探ります。相談は、毎週木曜日(6月15日)から、午後二時から、本町公民館(旧地蔵堂)で行なわれます。相談料はかかりません。相談は、毎週木曜日(6月15日)から、午後二時から、本町公民館(旧地蔵堂)で行なわれます。相談料はかかりません。

非農地証明の発行が廃止されます

今までの土地台帳の地目が農地(田、畑)で、現況が山林、宅地、原野などになっている場合は、農業委員会が発行した非農地証明書によって地目変更の登記ができましたが、昭和36年8月31日限り、農業委員会の発行する非農地証明書による地目変更の登記申請は受理されず、変更の登記ができません。また、非農地証明書の発行は、昭和36年8月31日限り、農業委員会の発行する非農地証明書による地目変更の登記申請は受理されず、変更の登記ができません。

◆町の人口

(昭和36年4月30日現在)

男	13,697人	(前月比31人増)
女	14,208人	(" 40人増)
計	27,905人	(" 71人増)
世帯数	5,736世帯	(" 24世帯増)

3月の人口動態

	(男)	(女)	(計)
出生	17	19	36
死亡	11	6	17
転入	83	84	167
転出	58	57	115
転入世帯			38
転出世帯			14

心配ごと相談所は、と

心配ごと相談所は、と

老令年金の繰上げ支給

老令年金の繰上げ支給

心配ごと相談所は、と

心配ごと相談所は、と

心配ごと相談所は、と

心配ごと相談所は、と